

交通安全情報

令和 5 年 8 月 3 日

第 7 号

静岡県警察本部 交通企画課

この乗り物のルール、知っていますか？

「免許は必要??」～ルールを再確認しよう!～

ペダル付原動機付自転車

- 見た目は自転車? バイク?
- ペダルをこがずに進む?



それは「バイク」です!

ペダル付原動機付自転車（通称「モペット」）とは？

- 一般原動機付自転車に該当します。
 - 運転するには以下のことが必要です。
 - ・運転免許（原付・普通）
 - ・ナンバープレート
 - ・自賠責保険の加入
 - ・保安基準の適合（ライト類（ウインカー等）、ミラー、警音器 等）
 - ・原付のルールの遵守（ヘルメットの着用 他）
 - ペダルを用いて人の力のみで走行した場合も原付の運転行為に当たります。
- ★ ペダル付原動機付自転車は、「人の力を補う」目的の電動アシスト自転車とは全く別物です。

ルールを守って、安全運転をお願いします!